【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

**第三十三条の十二**　法第百七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合

二　違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十第二号から第六号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

**第三十三条の十二**　法第百七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合

二　違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十第二号から第六号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

（改正前）

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

**第三十三条の十二**　法第百七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合

二　違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十第二号から第五号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

**第三十三条の十二**　法第百七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合

二　違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十第二号から第五号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

（改正前）

（新設）